

京 都 大 学 企 画 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学企画委員会規程</b> (平成16年達示第64号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>将来構想担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科長 5名</p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) 総務部長</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 (同 左)</p> <p>(1) <u>企画担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>2～3 }</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学大学評価委員会規程</b> (平成13年達示第25号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は前条第1項第1号の委員のうちから<u>評価担当の理事</u> (以下「担当理事」という。) をもって充て、副委員長は前条第1項第2号から第8号までの委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第4条 (同 左)</p> <p>2 委員長は前条第1項第1号の委員のうちから<u>企画担当の理事</u> (以下「担当理事」という。) をもって充て、副委員長は前条第1項第2号から第8号までの委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>3～4 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学広報委員会規程</b> (平成13年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>広報担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科の教授又は准教授 若干名</p> <p>(3) 研究所の教授又は准教授 若干名</p> <p>(4) センターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(5) 渉外部長</p> <p>(6) 渉外部広報・社会連携推進室長</p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p>(1) <u>渉外担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>2～3 }</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学人事審査委員会規程</b> (平成16年達示第87号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p>	<p>第3条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1) <u>人事担当の理事</u></p> <p>(2) <u>教員制度担当の理事</u></p> <p>(3) <u>教育研究評議会評議員</u> 若干名</p> <p>(4) <u>部局長</u> 若干名</p> <p>(5) <u>総務部長</u></p> <p>(6) <u>その他総長が必要と認める者</u> 若干名</p> <p>2 前項第3号、第4号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条 委員会に委員長を置き、<u>第3条第1項第2号の委員</u>をもって充てる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学人権委員会規程</b> (平成17年達示第147号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>人権を担当する理事</u> (以下「<u>担当理事</u>」という。)</p> <p>(2) 各研究科の教授又は准教授 1名</p> <p>(3) 研究所又はセンターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) カウンセリングセンター長</p> <p>(6) 総務部長</p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(委員長)</p> <p>第3条 委員会に委員長を置き、<u>担当理事</u>をもって充てる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学環境安全保健委員会規程</b> (平成16年達示第67号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>人事担当の理事</u></p> <p>(2) <u>学生担当の理事</u></p> <p>(3) <u>環境安全保健機構長</u>(以下「<u>機構長</u>」という。)</p>	<p>(1) <u>法務・コンプライアンス担当の副学長</u> (以下「<u>担当副学長</u>」という。)</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>2 前項第2号、第3号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条 委員会に委員長を置き、<u>担当副学長</u>をもって充てる。</p> <p>2～3 (同 左)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>(1) <u>法務・コンプライアンス担当の副学長</u> (以下「<u>担当副学長</u>」という。)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>2～3 (委員長)</p> <p>第3条 委員会に委員長を置き、<u>担当副学長</u>をもって充てる。</p> <p>2～3 (同 左)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>(1) <u>総務担当の理事</u></p> <p>(2) }</p> <p>(3) } (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
(4) 環境安全保健機構副機構長 (5) 研究科長 若干名 (6) 研究所長 若干名 (7) 医学部附属病院長 (8) 環境安全保健機構各部門長 (9) 総務部長、施設部長及び学務部長 (10) その他機構長が必要と認める者 若干名 2～3 (略) (後 略)	(4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) 2～3 <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <span style="font-size: 2em;">}</span> <div style="margin-left: 10px;">(同 左)</div> </div>
<b>国際教育プログラム委員会規程</b> (平成17年達示第52号)	
(前 略) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 教育担当の理事及び学生担当の理事 (2) <u>国際交流担当の理事</u> (3) 国際交流推進機構長(以下「機構長」という。) (4) 研究科の教授又は准教授 各1名 (5) 国際交流推進機構国際交流センター長 (6) その他機構長が必要と認める教授又は准教授 若干名 (7) 学務部長及び研究国際部長 (8) 研究国際部留学生課長 2～3 (略) (後 略)	第2条 <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <span style="font-size: 2em;">}</span> <div style="margin-left: 10px;">(同 左)</div> </div> (1) (2) <u>国際担当の理事</u> (3) (4) (5) (6) (7) (8) 2～3 <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <span style="font-size: 2em;">}</span> <div style="margin-left: 10px;">(同 左)</div> </div>
<b>京都大学国際交流推進機構規程</b> (平成17年達示第11号)	
(前 略) 第5条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。 (1) <u>国際交流担当の理事</u> (2) 機構長 (3) 副機構長 (4) 部門長及びセンター長(第18条第3項に定めるものをいう。第10条第1項第8号において同じ。) (5) 機構の専任の教授 (6) 研究国際部長 (7) 研究国際部国際交流課長及び研究国際部留学生課長 (8) その他機構長が必要と認めた者 若干名 2～3 (略) (中 略)	第5条 (同 左) <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <span style="font-size: 2em;">}</span> <div style="margin-left: 10px;">(同 左)</div> </div> (1) <u>国際担当の理事</u> (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) 2～3 <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <span style="font-size: 2em;">}</span> <div style="margin-left: 10px;">(同 左)</div> </div>
第10条 国際交流委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。	第10条 (同 左)

改 正 前	改 正 後
<p>(1) <u>国際交流担当の理事</u></p> <p>(2) 機構長</p> <p>(3) 副機構長</p> <p>(4) 研究科の教授又は准教授 各1名</p> <p>(5) 研究所の教授又は准教授 各1名</p> <p>(6) センターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(7) 附属図書館長</p> <p>(8) 部門長及びセンター長</p> <p>(9) 研究国際部長</p> <p>(10) 研究国際部国際交流課長及び研究国際部留学生課長</p> <p>(11) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学事務組織規程</b> (平成16年達示第60号)</p> <p>(前 略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 事務本部 (事務本部に置く部等)</p> <p>第2条 事務本部に、次に掲げる部及び監査室を置く。</p> <p>総務部 渉外部 財務部 施設部 情報部 学務部 研究国際部</p> <p>第3条 総務部に、次に掲げる課及び室を置く。</p> <p>総務課 企画課 事務改革推進室 リスク管理課 人事課</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>総務課に秘書室を</u>、人事課に労務管理室を置く。</p> <p>(中 略)</p> <p>(内部組織)</p> <p>第11条 } (略)</p> <p>2～3 }</p> <p>4 監査室並びに第3条から前条までに定める課及び室(以下「課等」という。)に、課長補佐、室長補佐、専門員、掛及び掛長又は専門職員を必要数置く。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 課等に置く、課長補佐、室長補佐、専門員及び専門職員の数、掛の数及び名称その他必要な事項</p>	<p>(1) <u>国際担当の理事</u></p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) } (同 左)</p> <p>(9) }</p> <p>(10) }</p> <p>(11) }</p> <p>2～3 }</p> <p style="text-align: center;">第2章 事務本部 (事務本部に置く部等)</p> <p>第2条 事務本部に、次に掲げる部<u>並びに総長室</u>及び監査室を置く。</p> <p style="text-align: center;">第3条 } (同 左)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、人事課に労務管理室を置く。</p> <p>(内部組織)</p> <p>第11条 } (同 左)</p> <p>2～3 }</p> <p>4 <u>総長室及び監査室</u>並びに第3条から前条までに定める課及び室(以下「課等」という。)に、課長補佐、室長補佐、専門員、掛及び掛長又は専門職員を必要数置く。</p> <p>5 (同 左)</p> <p>6 課等に置く、課長補佐、室長補佐、専門員及び専門職員の数、掛の数及び名称その他必要な事項</p>

改 正 前	改 正 後
<p>は、<u>総務・人事担当の理事</u>が定める。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、次長に関し必要な事項は当該部長が、課等の内部組織については<u>監査室長</u>、当該課長又は室長が定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>(内部組織)</p> <p>第23条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 部局事務部に置く、課長補佐、室長補佐、センター長補佐、事務長補佐、専門員及び専門職員の数、掛の数及び名称その他必要な事項は、<u>総務・人事担当の理事</u>が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4章 その他</p> <p>(職責)</p> <p>第24条 監査室長、第3条から第9条までに定める課及び室並びに第14条から第22条までに定める課、室及びセンターの長は、上司の命を受け、その所属職員を指揮し、室、課又はセンターの事務を掌理する。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(所掌事務等)</p> <p>第25条 事務本部に置く<u>監査室</u>、課及び室における所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員懲戒規程</b> (平成16年達示第86号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(懲戒審査特別委員会)</p> <p>第5条 評議会は、案件ごとに、懲戒審査特別委員会を設置し、審査に当たらせる。</p> <p>2 懲戒審査特別委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、第1号の者を委員長とする。</p> <p>(1) <u>教員制度担当の理事</u></p> <p>(2) 評議員 5名程度</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>は、<u>総務担当の理事</u>が定める。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、次長に関し必要な事項は当該部長が、課等の内部組織については<u>総長室長</u>、<u>監査室長</u>、当該課長又は室長が定める。</p> <p>(内部組織)</p> <p>第23条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 部局事務部に置く、課長補佐、室長補佐、センター長補佐、事務長補佐、専門員及び専門職員の数、掛の数及び名称その他必要な事項は、<u>総務担当の理事</u>が定める。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>第4章 その他</p> <p>(職責)</p> <p>第24条 <u>総長室長</u>、<u>監査室長</u>、第3条から第9条までに定める課及び室並びに第14条から第22条までに定める課、室及びセンターの長は、上司の命を受け、その所属職員を指揮し、室、課又はセンターの事務を掌理する。</p> <p>2～6 (同 左)</p> <p>(所掌事務等)</p> <p>第25条 事務本部に置く<u>総長室</u>、<u>監査室</u>、課及び室における所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。</p> <p>(懲戒審査特別委員会)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(1) <u>法務・コンプライアンス担当の副学長</u></p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>3～4 } (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成24年10月1日から施行する。</p>